

# 池田まき 知事政策 説明資料

- 
- 北海道人権条例（仮称）の制定・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

---

  - 「北海道子どもオンブッド」の設置・・・・・・・・・・・・ 2

---

  - 医療・介護人材バックアップセンター事業・・・・・・・・ 3

---

  - 「北海道版スフィア基準」モデル事業・・・・・・・・・・・・ 4

---

  - 北海道交通確保条例（仮称）の制定・・・・・・・・・・・・ 5

---

  - 北海道道民投票条例（常設型）の制定・・・・・・・・・・・・ 6

# 北海道人権条例（仮称）の制定

政策集 p 3 < 1. 人にやさしく、あたたかい北海道 >  
(1) すべての人の尊厳を守るため、「北海道人権条例」（仮称）の制定に取り組みます

あらゆる貧困・差別・偏見をなくし  
安心して暮らせる北海道をめざす

## 北海道人権条例（理念条例）

多様な性を尊重する条例  
（北海道同性パートナー  
シップ制度を規定）

子どもの権利条例  
（北海道子どもオンブッ  
ド※を規定）

インターネット上での誹  
謗中傷防止と被害者支援  
に関する条例

北海道環境基本条例  
（現行条例の改正）

など（現行条例の改正も含む）

**人権条例の理念を実現するため、関連条例を並行して整備します**

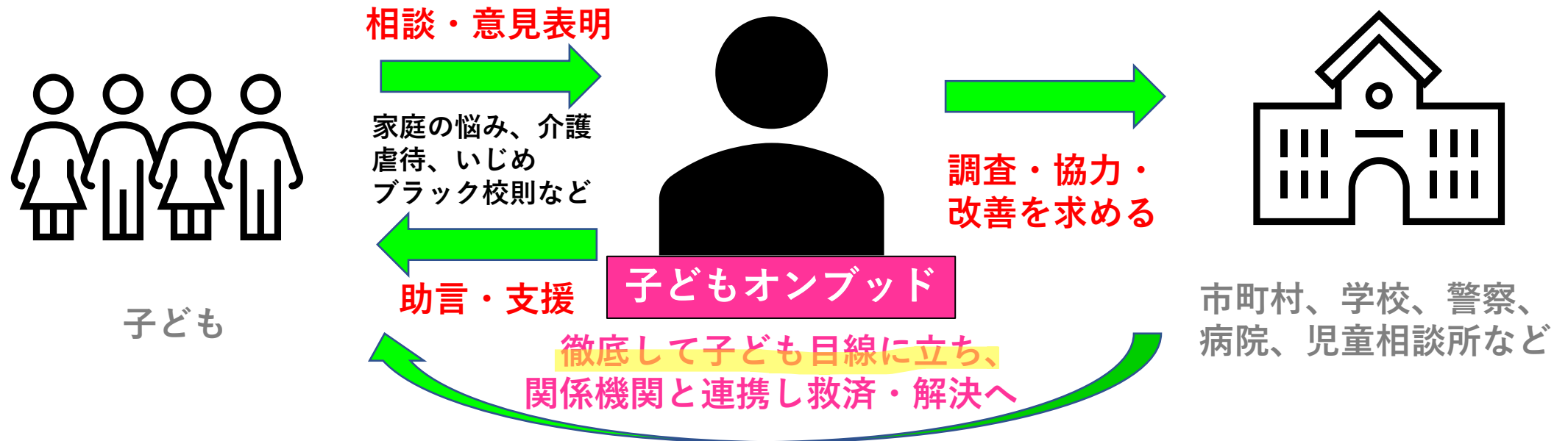
※現行の「北海道人権施策推進基本方針」の不十分な点を含め、当事者の意見を聞きながら、より実効性ある施策を推進します。

※子どもオンブッドについては別途説明

# 「北海道子どもオンブッド」の設置

政策集 p 3 < 1. 人にやさしく、あたたかい北海道 >

(3) 「子ども・子育てアクションプラン」(仮称)、「子どもオンブッド」で子どもをみんなで支える社会をめざします

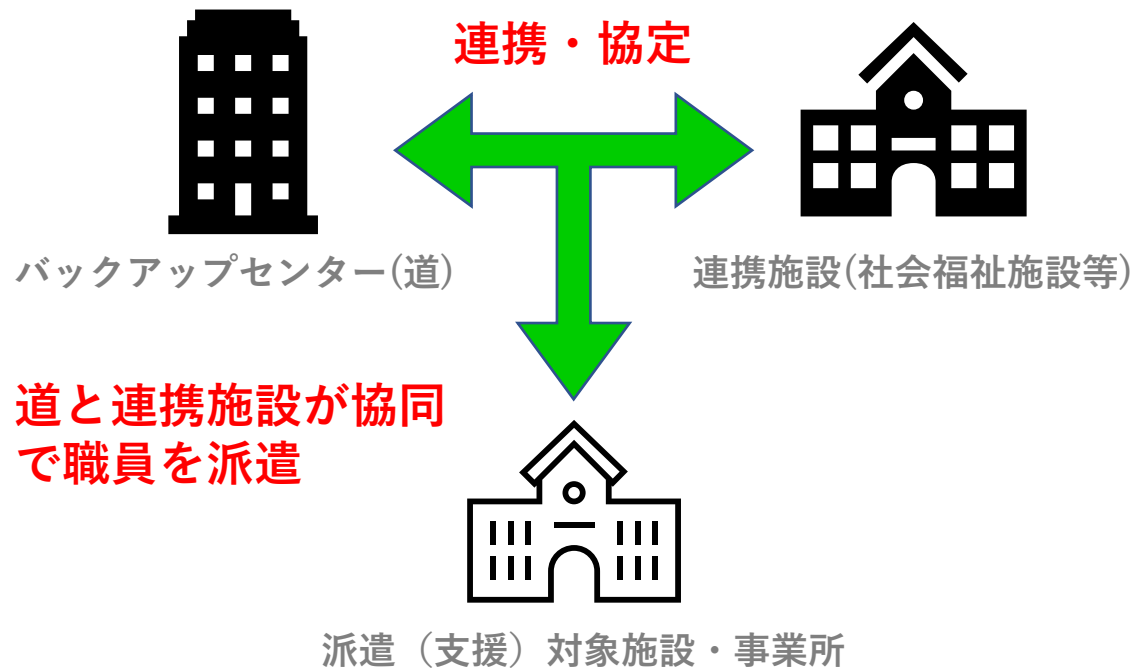


子どもの権利擁護を専門に行う**独立性の高い第三者機関**として条例にもとづき設置。北海道全域の「子どもの権利侵害」に関する相談を自他問わず受け、助言や支援を行うだけでなく、申し立て等により調査、調整を行い、関係機関に対して協力、改善を求める権限を有する。※すでに設置済みの市町村とは連携を強めます。

# 医療・介護人材バックアップセンター事業

政策集 p 4 < 1. 人にやさしく、あたたかい北海道 >  
(4) 道民一人ひとりの命を守る医療・介護の再構築をめざします

現行の「介護職員等派遣事業」の派遣対象・要件・役割を拡充するとともに、派遣事業の拠点として道立の人材バックアップセンターを開設します。  
従来の派遣要件である「感染症対応」に加えて「災害」「施設職員による利用者への虐待」「突発的な職員の病休・退職」など、あらゆる場面での医療・介護人材の不足に対応できる体制を整備します。



## 具体的な業務と役割

- 感染症、災害、虐待事案等の発生時の初動対応支援
- 医療・介護従事者のメンタルヘルスサポート
- 病院・介護施設・事業所の再建に向けたアドバイザー事業
- 介護施設・事業所におけるBCP策定支援 など

# 「北海道版スフィア基準」モデル事業

政策集 p 4 < 1. 人にやさしく、あたたかい北海道 >  
(5) すべての地域と道民の命を守る災害対策を構築します

避難所の設備や運営においては、被災者の権利を守る観点から「スフィアハンドブック」に定められた基準が求められているが、全国的に導入が進んでいるとは言えない。  
一般に「スフィア基準」として検討される「水・トイレ・居住空間」に加えて積雪対策・暖房の確保といった北海道の特性を踏まえた独自基準の策定に向けて地域・市町村と連携しモデル事業を実施。



スフィアハンドブックで定められた  
被災者の権利を守るための4原則（権利保護の原則）

- ①人々の安全、尊厳、権利の保障を高め、人びとを危害にさらさない
- ②ニーズに応じた支援を差別なく受けられるようにする
- ③身体的または精神的な影響を受けた人々の回復を支援する
- ④みずからの権利を主張できるようにする

**市町村と連携し、自然エネルギーによる電源確保など  
地域の特性を活かしたモデル事業として実施します**

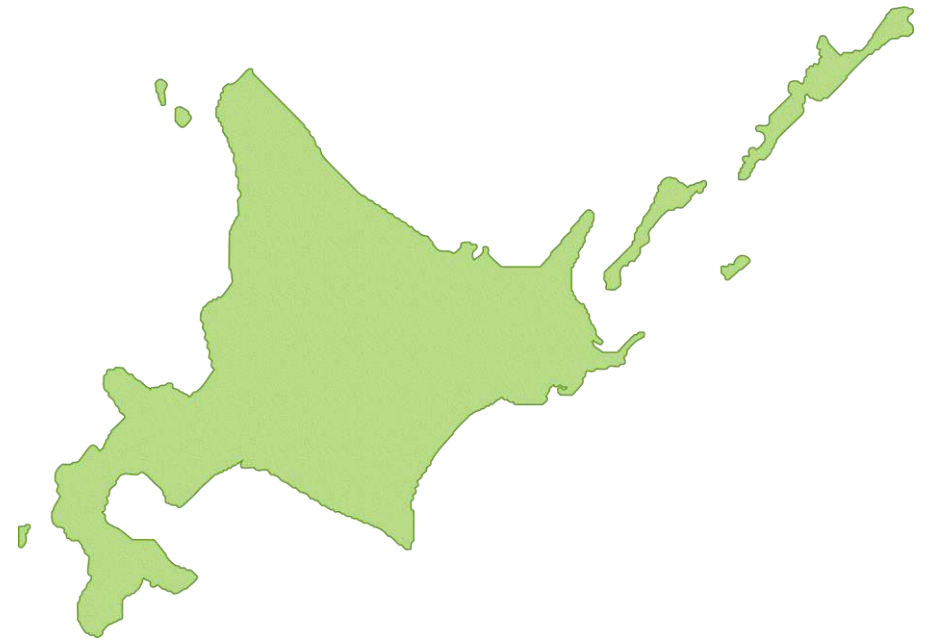
# 北海道交通確保条例（仮称）の制定

政策集 p 6 < 2. 地域のタカラを地域のチカラに～循環型経済で持続可能な北海道 >  
(4) 「北海道交通確保条例」（仮称）を制定し、地域公共交通の再構築をめざします

交通空白地を解消し、高齢者や障がい者の買い物・通院、児童・生徒の通学、観光客などすべての人に必要な移動手段を確保する必要がある。現行の「北海道交通政策総合指針」をさらに実効性あるものとするため、条例制定により道、市町村、事業者、道民などそれぞれの役割や責務を明確に定める。

## 条例の基本方針と具体的に検討する事業

- 道が市町村と連携して行う、市町村の枠組みを超えた圏域での交通計画の策定をさらに推進します。
- 道の責務として、市町村、事業者への財政支援を明確化するとともに、財源を国に求めていきます。
- 物流、道民生活、安全保障の観点から鉄道は存続を基本に国、事業者、沿線自治体、住民と議論を深めます。
- トラック、バスドライバー確保のため、運転免許の取得費用等の助成を検討します。
- 市町村の意見を聞きながら、地元から公共交通で近隣市町村に通う高校生に対する通学費用の助成を検討します。



# 北海道道民投票条例（常設型）の制定

政策集 p 6 < 3. 道民参画、地域が主役の北海道 >  
(1) 道民参画による地域が主役の道政をめざします

## 個別設置型(従来の道民投票)

投票すべき課題が生じた場合に道民からの直接請求または道議や知事の条例案の提案により、その都度、議会の議決を経て条例を制定し、道民投票を実施(これまで実例なし)



## 常設型(新たな道民投票のしくみ)

あらかじめ投票の要件や手続等、具体的なルールを条例で定めておくことで、個別の条例を制定せずに道民・知事・議員の発議による道民投票を実施できるようにする。

## 北海道行政基本条例 平成14年10月18日 条例第59号

### 第4条第4項

道は、道民生活にかかわる道政上の重要な課題に関し、広く道民の意思を直接問う必要があると認めるときは、当該課題に関し、別に条例で定めるところにより、道民による投票を行うことができる。

**道民の意思を直接表明する  
手段を確保することで「道  
民参画の地方自治」を推進  
します**